

令和6年5月7日

市政記者クラブ 様

南区役所区政部総務課
担当：森田（電話 823-9310）
（19時30分まで職員が待機します）

南区役所における文書の配付誤りについて

南区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

- 1 発生日
令和6年5月2日（木）
- 2 発生場所
南区千鳥学区内（南区要町付近）
- 3 事実の概要
令和6年4月25日（木）、通達員がAさんに配付すべき「保護変更決定通知書（以下、「通知書」という。）」をBさんに配付しました。Bさんが封筒を開封したところ、Aさん宛てのものであったことから、5月2日（木）、区役所にご連絡をいただき、配付誤りが判明しました。
- 4 漏えいした個人情報
住所、氏名、保護変更決定年月日及び理由、保護の種類及び程度、支給額
- 5 対応
 - ・Bさんについては、令和6年5月2日（木）、区役所職員が訪問し、謝罪するとともに、通知書を回収しました。
 - ・Aさんについては、同日、区役所職員が訪問し、謝罪するとともに、通知書をお渡ししました。
- 6 原因
Aさん宅とBさん宅は集合住宅の別棟であり、投函する際の確認が不十分であったため。
- 7 再発防止策
通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性を改めて周知するとともに、配付時に必ず1通ずつ、「声出し」、「指差し確認」を行い、氏名と住所を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。